

第 26 回環境政策会議（議事要旨）

日時：平成 22 年 6 月 16 日（水） 8 時 00 分～8 時 55 分

場所：衆議院第 1 議員会館 民主党 A 会議室（地下 1 階）

<議題>

- （1）生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）準備会合の結果について
- （2）気候変動交渉特別作業部会（AWG）の結果について
- （3）その他

<大臣より挨拶>

<環境委員長より挨拶>

<自然環境局長より（1）について資料説明>

<大臣官房審議官より（2）について資料説明>

～以下、主な意見及び回答～

- MOP5 についての説明がなかったが、環境省で取り扱うことになっているのか。環境省が関係する部分のみで構わないので、MOP5 はどのような議論が行われることになっており、現在どのような状況か教えてほしい。
- 生物多様性に関して、特に意見の相違があった目標として説明のあった目標 3 の生物多様性に有害又は有益な奨励措置とは具体的にどのようなものか。例えば大規模な開発や埋立てを行う補助金が有害な奨励措置になるということか。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・ MOP5 の議長は農水大臣であるが、生物多様性条約の関連議題であるので、COP10 の関係副大臣等会議でも、MOP5 の対応等について検討している。カルタヘナ補足議定書では、遺伝子組換え生物を輸入した国で、生物多様性に影響を及ぼした場合に誰が責任を取るのか、またその責任の所在に基づき、発生した損害をどのように救済するのかについて議論している。事故が発生した場合の責任をとる事業者の定義の問題、例えば菜種そのものだけでなく菜種油も対象とするのかといった遺伝子組換え生物の範囲、製品の問題、財政的な補償をどうするのかといったことが論点としてあげられるが、輸入国と

輸出国との間で意見が対立している。6月15日からクアラルンプールで会合が開かれており、この会議で収斂が図られることを期待したい。また、この議論については、遺伝子組換え生物と食品の安全性の議論をからめて不必要に国民の不安をあおるNGOがあるが、このカルタヘナ議定書での責任と救済の議論とそもそも食品の安全性とは直接には無関係であり、切り離して考える必要がある。交渉していく上で、科学的な根拠に基づいた制度を作り上げていく必要がある。

【自然環境局長】

- ・定義があまり詳しく定められていないが、例えば爆薬を用いた漁業を奨励する補助金などは生物多様性にとって有害であるとの意見があり、そうした破壊的な漁業につながる補助金があるとすればやめようという話。あわせて生物多様性に有益な補助金があればもっとやるべきという意見があり、意見の集約ができなかったという状況。

○気候変動の主な論点のところ、技術や製品の提供等を通じた国際貢献を適切に評価する仕組みの構築とあるが、この点や知的財産権については議長テキストではあまり触れられていないのではないかと。また、先日までの会合の結果概要のところ、国際的なMRVについて触れているが、これは非常に重要な話であり、二国間協力の基礎ともなる部分。先進国が共同で行った提案についてより詳しく教えてほしい。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・議長による改訂テキストでは、第一章が包括的な文章で、第二章以降が個別テーマとなっており、個別テーマの中で市場の活用や技術開発・移転が取り上げられている。

【大臣官房審議官】

- ・技術による貢献や知的財産権の話は、主に技術の分野において扱う領域であるが、日本の考えに従った内容が必ずしも入っているわけではない。知的財産権については、気候変動だけの問題でないのもので、他の場で議論すべき問題だと米国は言っている。米国も技術移転において知的財産権の保護が重要だとは言っているが、気候変動枠組条約で議論する内容ではないと言っている。

MRVについては、先進国が共同で提出した英文のメモがあるので後ほどをそれをお渡しすることができる。かいつまんで御説明すると、いわゆる

国別報告書は先進国、途上国とも2年に1回提出すべき、インベントリ、すなわち排出量については先進国は毎年1回、途上国は2年に1回提出し、内容が大丈夫かどうか国際的にレビューするというような提案。

技術を適切に評価する仕組みとの関連では、その方向性について、一部の国は市場を用いたやり方について反対の国もいる。新たな市場メカニズムについてはEUが提案するセクター別クレジットメカニズム等いろいろなものがあり、日本が考えているようなものが位置付けられるようにしていきたい。

- 気候変動の資金支援について、「鳩山イニシアティブ」は引き続き実施していくのか。また、革新的資金メカニズムの議論、技術メカニズムと資金面での議論について伺いたい。
- 中期目標の議論はまだ時間がかかると思うが、この資金の検討についても喫緊の課題であり、合意に向けて動いているのか。

【大臣官房審議官】

- ・「鳩山イニシアティブ」、3年間で150億ドルの官民支援という内容については、外務省と共通の理解として、引き続き実施していくということだと認識している。

革新的資金メカニズム、資金調達に関する議論については、国連事務総長の下でのアドバイザリーグループで検討がなされており、今次会合においても国連本部の者から検討状況の報告があった。同グループでは、要するにどのようなしたらたくさんのお金が集まるか、そのオプションについて議論を行っている。例えばバンカー、すなわち国際航空・船舶の燃料油に低率のお金をチャージする案や、国際金融取引に課税する案、先進国の排出枠、AAUの一部を市場に供出する案等が挙げられている。この議論についてはアドバイザリーグループの結論を待とうという状況であり、会合中ではこの点そのものの議論はなされていない。

集まった資金をどう使うか、という点については、資金を管理するボード、ファイナンスボードのあり方や、コペンハーゲン合意に盛り込まれている「コペンハーゲン緑の気候基金」とGEFなど既存の資金メカニズムの関係について議論をした。

技術と資金の接点に関しては、解決していない課題の一つ。大きなお金を集めたときに、それを技術にどう使うかということは、技術のグループで議論されているが、国際的な技術のコミッティと、地域のセンターによる活動について、詳細な議論をしている。

- ・個人的には是非カンクンまでに資金の合意をと思うが、途上国が国連中心の、いわば中央集権的な仕組みによる先進国・途上国双方での資金管理を主張し、また民間資金だけでなく公的資金が支援の中心になるべきと主張しているのに対して、先進国は既存の組織の継続・改善に加えて新たに何が必要なのかきちんと検討すべきと主張している。しかし、資金の分野は一致点を見出す可能性が高い部分だと認識している。

○京都議定書を延長して日本・EUだけが目標を深掘りすることのないよう、というのは日本の思いかもしれないが、基本法の審議にも関わる点。この点の議論は現在どのような雰囲気なのか。

【大臣官房審議官】

- ・京都議定書では世界全体の排出量の3割しかカバーされていない。それは途上国もわかっているが、途上国は京都議定書を失うという不安感を強く持っており、まずは京都議定書を延長した上で米国、その他は別途議論しようと言っている。一方米国は、京都議定書の批准はあり得ず、これは政府というより上院の意向なのだと常に言っている。

京都議定書は3割しかカバーしていない、米国が入っておらず、主要途上国の目標もない、この考え自体は先進国共通である。しかし交渉タクティクスとして、EUは京都議定書の中の「京都メカニズム」等を残したいとの意向から、一つの枠組みを最終的な目標としつつ、今後の交渉次第では意見を広く聞きますと言っている。ロシアは一つの枠組みを強く主張している立場であり、カナダも同様。京都議定書第二約束期間をどうするのか、これまで以上にそういう議論が年末に向けて強くなる見込み。

(以上)